

諮問番号：平成30年（処分）鹿総諮問第1号

答申番号：平成30年度（処分）答申第1号

答 申 書

第1 審査の結論

審査請求人が平成29年12月20日付けで提起した、処分庁鹿嶋市長による給与等差押処分（平成29年10月24日付け鹿収第3534号。以下「本件処分」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁の棄却とする判断は妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下のことから、本件処分の取消しを求める。

- (1) これまでの分納の意思、過去数年間の分納実績、生命保険差押えによる解約換価、就労状況等を全く考慮しておらず、本件処分後の納税相談についても取り合ってもらえない。
- (2) 審査請求人は、憲法に定められている勤労の義務を果たし、かつ、納税の義務も果たそうと努力している。
- (3) 差押えにより手元に残る給与では、生活の維持が困難である。また(2)のとおり、勤労の義務を果たし、納税し、社会保険料等も納めている審査請求人に対する寛容的な措置として、差押額の減額などを考慮した金額での差押額にすべきである。また、現在の賃金と物価の釣り合い等を考慮していない処分であり、生活保護受給世帯の方が余裕のある生活を送っている。
- (4) 本件処分は、憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害している。

2 処分庁の主張の要旨

審査請求人は、未納となっている国民健康保険税及び市・県民税について、納期限までに完納せず、また、督促状を発した日から起算して10日を経過してもなお完納していない。また、分納計画による納付についても、計画どおりに履行されず、納付が滞っていた状態だったことから、処分庁は、審査請求人の勤務先へ平成29

年11月分以降の給与支払請求権に対し、平成29年10月24日付け、国税徴収法47条第1項第1号に基づき、差押処分を行った。

なお、本件処分については、国税徴収法第76条第1項各号の規定に基づき、差押禁止債権となる源泉所得税、住民税、社会保険料、生活扶助の基準となる金額等について控除されていることから、最低生活及び対面の維持が可能と判断している。

また、審査請求人の「勤労の義務を果たし、納税の義務を果たそうと努力している」との主張については、憲法が納税義務を定めているのは、租税が地方公共団体の財政の根幹をなすものであり、それを実現するために納付期限が定められ、納付するのが原則であり、納付できない特別の事情がない限り、地方税法がその例とする国税徴収法第47条第1項により、滞納処分によって徴収が図られていることから、本件滞納処分は、審査請求人が担税力を有していたにもかかわらず、納税義務を誠実に履行しなかった結果であることを審査請求人は自覚すべきである。

なお、本件処分により、憲法第25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を維持できなくなったことを理由に、国税徴収法第76条で定める差押禁止額が憲法違反であるとする審査請求人の主張については、本制度の審査請求の対象にはならない。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令の規定に沿って適正に行われ、違法又は不当な点はないかということにあることから、以下のように判断する。

- 1 本件処分は、国税徴収法第63条及び同法第76条第1項の規定に従って行われており、違法性はない。
- 2 審査請求人の滞納の発生状況、滞納の長期的期間、分納計画の不履行状況等を勘案すると、本件滞納処分による給与の差押処分を行うことに不当性はない。
- 3 国税徴収法第76条第1項各号は、同法63条により、差し押える債権の範囲を「その全額を差し押えなければならない。」と定める一方で、滞納者が生活を維持し、健康で文化的な最低限度の生活を保障されるよう差押禁止財産を定めており、本件滞納処分もこの規定に従い差押えがされていることから、本件処分は適正に行われている。

第4 調査審議の経過

平成30年5月29日 諮問書の受理、第1回審議

平成30年6月11日 処分庁及び関係所属機関へ審議参考資料に関する調査依頼

平成30年6月12日 処分庁から調査回答受領

平成30年6月13日 関係所属機関から調査回答受領

平成30年6月14日 第2回審議

平成30年7月10日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審査会の判断

審査会は、審査請求人の主張、処分庁の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、本件審査請求は棄却されるべきとした審理員の意見書は妥当であると判断する。

2 審査会が検討した事項

(1) 本件滞納処分的前提となる課税処分について

本件滞納処分にかかる平成13年度以降の国民健康保険税及び市・県民税については、適正な課税処分がされていると判断される。課税標準額の算定の基礎となる各年度の給与申告（確定申告も含む。）の中で、社会保険料等の控除漏れなどが懸念されたが、給与支払報告書（確定申告年も含む。）による社会保険料控除額及び各年中の国民健康保険税の納付累積額を比較しても、申告漏れとなる社会保険料等は確認されなかったことから、審査請求人に課せられている市・県民税の滞納処分量（未確定延滞金も含む。）については、課税処分についての争いはない。

(2) 本件滞納処分の対象となった地方税に係る徴収権の消滅時効について

地方税法及びこれに係る延滞金の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって時効により消滅する（地方税法第18条第1項）が、時効の中断事由があると、それまで継続した時効期間が中断され、すでに経過した時効期間の効力が失われる。

消滅時効の中断事由としては、同法第18条第3項において準用する民法（明治29年法律第89号）147条に規定されており、「請求」、「承認」及び「差押え、仮差押え又は仮処分」がある。このうち、同法第154条において「差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。」とされており、また、次条により「差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。」とされている。本件滞納処分は、平成13年度以降に賦課された市・県民税及び国民健康保険税が対象となっているが、分納及び分納計画による債務の承認がなされていることから、いずれの債権も時効が中断されており、さらに、平成21年7月23日付けで生命保険解約返戻金債権の差押えにより、平成13年度から平成21年度までの債権について時効が中断してい

る。

よって、本件の対象となる地方税債権は、時効により消滅していない。

(3) 本件滞納処分に係る手続の違法性及び不当性について

本件滞納処分は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納していなかったため、地方税法第331条第1項第1号及び国税徴収法第47条の規定に基づき、処分庁により差押えがなされたものである。

また、給与支払請求権に対する本件滞納処分は、国税徴収法第76条第1項各号に規定されている差押禁止財産を控除し、算出されていることから、差押金額についても違法性及び不当性は認められない。

なお、本件滞納処分については、処分庁は可能な限り長い期間で分納を認めており、寛容的な対応をしていたと考える。しかし、審査請求人の分納計画に基づく納付が滞ったことで、処分庁は国税徴収法第47条及び同法76条第1項に基づく本件滞納処分を行ったものである。

(4) 本件滞納処分が「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法第25条に違反するという審査請求人の主張について

国税徴収法第63条は「徴収職員は、債権を差し押さえるときは、その全額を差し押さえない限り」と規定しており、滞納の速やかな解消を求めている。その一方で、給与による収入の重要性を考慮し、同法第76条第1項において最低生活の維持等に充てられるべき金額（生活扶助等）に相当する給与については、次に掲げる金額の合計に達するまでの部分の金額について差押えを禁止する規定が設けられている。

ア 給与につき源泉徴収される源泉所得税に相当する金額（同項第1号）

イ 給与から特別徴収される市・県民税相当額（同項第2号）

ウ 給与から控除される社会保険料相当額（同項第3号）

エ 滞納者及びその者と生計を一にする親族に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額（同項第4号）。なお、国税徴収法施行令（昭和34年政令第329号）第34条において、当該金額は1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族があるときは、これらの者1人につき4万5千円を加算した金額）とされている。

オ 給与から上記アからエまでに掲げる金額の合計額を控除した金額の100分の20に相当する金額（同項第5号）

これらのことから、差押金額の算出方法は法律により定められ、処分庁はそ

の規定に基づいて滞納処分をすることが求められており、審査請求人が主張する差押金額の減額を決定する裁量の余地がないものとするのが妥当である。

また、審査請求人が主張する「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害する主張については、当審査会が判断する権限を有するものではないと判断する。

3 その他

審査請求人は、長期間にわたり継続的に滞納が発生していたが、そのほとんどの期間、給与所得者として株式会社に勤務していたことが認められる。

今後の滞納処分に当たって、同様の案件を把握した場合には、①勤務先への特別徴収の指導を徹底するとともに、②年金事務所と緊密な連携をとり社会保険加入を促すことで、その後の滞納発生の未納防止を図られたい。

鹿嶋市行政不服審査会

会 長 佐 藤 真 彦

委 員 齋 藤 碧

委 員 塚 原 重 徳